

化学物質を取り扱う事業主の皆さまへ

管理濃度の新設・変更などを行いました

このたび、有害な化学物質による健康障害の新たな知見を踏まえ、労働安全衛生法に基づく「作業環境測定基準」「作業環境評価基準」などを改正し、測定対象物質の追加、管理濃度の新規設定・変更などを行いました。

これらの規定に基づき、適切な作業環境管理をお願いします。

●管理濃度：

有害物質を扱う作業環境の管理状態の良否を判断する際の指標で、物質ごとに空気中の濃度が規定されています。

管理濃度の新規設定・変更

新たに、「エチルベンゼン」「コバルト及びその無機化合物」「オルト-フタロジニトリル」の管理濃度を設定するとともに、「ベリリウム及びその化合物」の管理濃度を引き下げました。

		物質名	管理濃度（適用日）	【参考】 旧管理濃度
新設	1	エチルベンゼン	20 ppm (平成25年1月1日)	—
新設	2	コバルト及び その無機化合物	コバルトとして 0.02mg/m ³ (平成25年1月1日)	—
新設	3	オルト -フタロジニトリル	0.01 mg/m ³ (平成25年4月1日)	—
変更	4	ベリリウム及び その化合物（注）	ベリリウムとして 0.001mg/m ³ (平成25年4月1日)	ベリリウムとして 0.002mg/m ³

（注）ベリリウム合金の溶解や溶接の作業においては、ベリリウムが飛散し、高濃度のばく露の可能性があるため、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具、皮膚の露出を防ぐ保護衣等の有効な保護具を着用させるとともに、ベリリウムの感作性（アレルギー誘発性）による労働者への健康影響を定期的に確認することが求められます。

◆2～4の物質については、局所排気装置のフードの外側における濃度（いわゆる抑制濃度）も、上記の値になります。

◆1、2の物質とともに今回特定化学物質の第2類物質となった「インジウム化合物」については、管理濃度の設定はありませんが、局所排気装置の制御風速が、毎秒 に規定されました。

◆1の物質についての局所排気装置の性能は、有機溶剤中毒予防規則の規定が準用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

作業環境測定方法の新規設定・変更

新たに、「エチルベンゼン」「コバルト及びその無機化合物」「インジウム化合物」を作業環境測定の対象物質に加え、測定方法を設定しました。**適用日は平成25年1月1日です。**
(これら3物質の作業環境測定は、平成 年 月 日から義務化されます)

	物質名	試料採取方法	分析方法
新設	エチルベンゼン	固体捕集方法 または 直接捕集方法	ガスクロマトグラフ 分析方法
新設	コバルト及び その無機化合物	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法
新設	インジウム化合物	ろ過捕集方法 (注1)	誘導結合プラズマ 質量分析方法 (注2)

(注1)吸入性粉じんが採取対象となります。
(注2)いわゆるICP-MSを用いる分析方法。

「オルト フタロジニトリル」の作業環境測定方法を変更しました。
適用日は平成25年4月1日です。

	物質名	試料採取方法	分析方法
変更	オルト -フタロジニトリル	固体捕集方法及び ろ過捕集方法 (注)	ガスクロマトグラフ 分析方法

(注)固体捕集方法とろ過捕集方法を組み合わせて行う方法。

労働安全衛生法上、一定の有害な化学物質を取り扱う屋内作業場では
作業環境測定の実施とその評価が義務づけられています。

職場の作業環境を適切に把握するためにも、
定期的に作業環境測定を実施しましょう！



お問い合わせは・・・都道府県労働局 または 労働基準監督署 まで
(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukiun/location.html>)

(平成25年2月作成)